

「日本語教育の推進に関する基本方針」（素案）

はじめに

近年、我が国の在留外国人数は増加している。「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号）（以下「入管法」という。）が改正された平成 2 年末の約 108 万人（総人口の約 0.87%）と比べて、平成 30 年末現在で約 273 万人（人口の約 2.2%）に増加し、日本で就労する外国人は、令和元年 10 月末現在で 166 万人となり、それぞれ過去最多を記録している。

この間、国内の日本語学習者の増加と多様化が進み、日本語学習者数は平成 2 年 11 月の約 6 万人から、平成 30 年 11 月現在で約 26 万人にのぼっている。また、世界の 142 か国・地域において日本語教育が実施されていること（過去最多）、日本語学習者数は約 385 万人にのぼることが平成 30 年度の調査（速報値）で確認され、海外における日本語教育の需要についても引き続き高い水準を維持している。

政府としては、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日決定、令和元年 12 月 20 日改訂）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年 6 月 18 日）を取りまとめ、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受入れ、外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めている。

平成 31 年 4 月から、新たな外国人材の受入れ制度（在留資格「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」）が開始され、今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため、日本語教育の更なる充実が求められている。

令和元年 6 月 28 日には、日本語教育を推進することを目的として、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）（以下「日本語教育推進法」という。）が公布、施行された。同法において、国は、法の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等が定められた。本方針は同法 10 条の規程に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、日本語教育の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものである。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である。

また、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することは、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進、友好関係の維持・発展に寄与する。

日本語教育の推進に当たっては、日本語教育推進法第3条に掲げられた基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していく必要がある。

2 国及び地方公共団体の責務

国は、日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じなければならない。なお、日本語教育の状況及び政府が講じた施策に関して作成した資料は、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により公表する。

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定及び実施に努める責務を有する。

3 事業主の責務

事業主は、日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

国内外における日本語教育が適切に行われるためには、関係省庁や関係機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要である。

国内においては、国及び地方公共団体は、関係省庁相互間やその他関係機関、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互

間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

また、海外においては、日本語教育が適切に行われることに加えて、持続的に行われることが必要である。このため、国は、独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関、日本企業、日本人及び日系人コミュニティ、帰国留学生会等との連携強化や必要な体制の整備に努める。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

我が国に在留する外国人の数が大きく増加する中、外国人の子供たちが、公立学校等に急増している。また、国際結婚家庭の子供など、日本語指導が必要な日本国籍の子供も増加している。彼らは、将来にわたって我が国に住居し、共生社会の一員として、今後の日本を作り上げていく存在となるものであることを社会全体として強く認識する必要がある。

こうした子供たちが日本における生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 外国人児童生徒等の公立学校における受入・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和36年法律第116号））の規定に基づいた着実な改善を進めるとともに、日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。
- ・ 系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階におけ

る取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。特に、幼児教育段階においては、幼児期の発達の特性に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。

- ・ 中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また、公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、地域の実情に応じて充実が図られるよう促す。
- ・ 障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講じる。
- ・ 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。
- ・ 夜間中学¹は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号））や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。
- ・ 幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、幼児、児童、生徒及び保護者等を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及び先進的取組を支援する。

イ 外国人留学生等に対する日本語教育

在留資格「留学」により、我が国に在住する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約33.7万人（平成30年末）となっており、増加傾向にある。

¹ 義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成31年4月現在、全国9都府県27市区に33校が設置されている。

留学生は、留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、日本の社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。

留学生のうち、日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、職場等において円滑に意思疎通を図り、日常生活を送るために必要な日本語能力のほか、業務に必要な日本語能力の習得等の留学生に対する支援の充実のために必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。
- ・ 専修学校と日本語教育機関や産業界等の連携による留学生への日本語教育支援等の留学生の受入れモデルの構築を支援・推進する。
- ・ 企業から採用内定を得た外国人留学生等に対して、職場において円滑に定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・ 留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、留学生を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保する取組及び先進的取組を支援する。

ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育

我が国の外国人労働者数は約 166 万人（令和元年）となり、身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者、資格外活動等、その内容は様々である。平成 2 年の入管法の改正以降、就労目的で来日する日系人の増加及び平成 22 年の在留資格「技能実習」の創設等により、我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定に基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。

日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を

身に付けることが必要である。あわせて、職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。このため、職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 就労者を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、就労者を含む外国人等に対する学習機会を確保するため、地域における日本語教育及び先進的取組を支援する。
- ・ 日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。
- ・ 経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。
- ・ 事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。
- ・ 看護・介護分野において、外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施、外国人等が介護の日本語学習を自律的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。
- ・ 事業主が技能実習生に対し、日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材開発等の支援を行う。
- ・ 定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。

エ 難民に対する日本語教育

我が国に受け入れた難民に対する日本語教育については、定住支援の一環として、条約難民²及び第三国定住難民に対する支援を行っている。

² 条約難民とは、「難民の地位に関する条約」（昭和 56 年条約第 21 号）に定義された難民

特に第三国定住難民については、平成 22 年度からアジアで初めて第三国定住による難民の受入れ³を開始し、令和 2 年度からは受入れの対象、人数等が拡大されることとなった⁴。

国は、引き続き、条約難民及び第三国定住難民に対し、定住支援施設における日本語教育や定住支援施設退所後の日本語学習に関する相談対応等の必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 条約難民及び第三国定住難民に対し、日本への定住に必要とされる基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。特に、第三国定住難民については、令和 2 年度からの受入れ人数の拡大という政府方針を踏まえ、日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。
- ・ 難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、難民を含む外国人等に対する日本語の地域における学習機会を確保するための取組及び先進的取組を支援する。

オ 地域における日本語教育

地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではない。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。

さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際

の要件（※）に該当し、入管法によって認定された者をいう。

（※）人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。

³ 第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることをいい、これによる受入れを第三国定住による難民の受入れという。

⁴ 「第三国定住による難民の受入れの実施について」平成 26 年 1 月 24 日閣議了解、令和元年 6 月 28 日一部変更

化協会・NPO等の職員，ボランティア等の多様な者が，学習支援，教室運営等の様々な役割に応じて地域における日本語教育を担っていることから，都道府県及び市町村，企業，学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。

そのため，各地域において，地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに，日本語を学習する機会を提供すること，学習内容を一定水準とすること，日本語を教える人材の質の担保・量の確保することが肝要であり，地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに，ノウハウの提供及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み，全国において地域日本語教育を推進する。
- ・ 日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人等に日本語を学習する機会を提供するため，一定数の外国人等が在住しているが，日本語教室が開催されていない市区町村（「日本語教室空白地域」という。）に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し，日本語教室の開設を促進する。また，日本語教室空白地域を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催し，日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。さらに，日本語教室空白地域等に在住し，日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために，生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）の開発を進め，提供を行う。
- ・ NPOや公益法人，大学等が取り組む，地域の実情や外国人等の状況に応じた日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。
- ・ 行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局，経済団体，大学，日本語学校，NPO等）との連携や日本語教室の企画・運営の中核を担い，日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。
- ・ 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため，地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。

（２）海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育

海外において外国人等に対して日本語教育を行うことは、我が国への理解と関心を増進し、我が国と諸外国との間の交流の担い手を育成するという観点から重要である。また、外国人等の日本企業への就職や本邦大学等への留学、本邦における生活等の円滑化にも寄与するものである。このため、諸外国の状況に応じて日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、国内外の関係機関や団体との連携・協力を努めつつ、現地の日本語教育体制及び教育基盤の整備のために必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ J Fを通じ、各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成や日本語教授能力向上を目的とする研修及び助言等を行うとともに、現地の日本語教師が本邦において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J Fを通じ、各国・地域の初等・中等・高等教育機関や日本語教育を行う機関で学習する者、就学や就労等を目的として日本に居住予定の者、居住地の近隣に日本語教育を行う機関が存在しない者等、学習者毎の形態に合わせて利用できる教材（インターネット上の教材を含む。）を開発・提供すると同時に、学習者のニーズに応じた多様な教材を提供するという観点から、日本語教育を行う機関等が独自に教材を開発しようとする場合には支援を行う。
- ・ J Fを通じ、外国人等が日本語を学習する場を安定的に提供する観点及び日本語教育の質の向上を図る観点から、各国・地域の日本語教師会や学会、初等・中等・高等教育機関や就労のため来日する外国人を対象に日本語教育を行う機関の活動に対して、日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、J Fが派遣する日本語教育の専門家等の媒介により機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。
- ・ J Fを通じ、外国人等が継続して日本語の学習を続けるための意欲の維持及び向上が図られるよう、学習奨励事業として、各国・地域の日本語教育を行う機関が実施する日本語弁論大会等の催しの開催への協力や学習者が本邦において実施される研修に参加する機会を提供するなどの支援を行う。また、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を促すため、これらの学習奨励事業も活用しつつ、J F及び必要に応じ在外公館を通じ、外国語教育の政策決定者・教育関係者に対して日本語教育実施について不断の働きかけを

行う。

- ・ J Fを通じ、将来にわたって親日派・知日派が育成されるよう、職務上日本語の学習を必要とする諸外国の外交官、公務員、研究者等が本邦において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J F等を通じ、経済連携協定に基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に訪日前から日本語研修を行うことで、生活に必要な日本語を身に付けるだけでなく、病院・介護施設等の受入れ施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する基礎的な日本語学習機会を提供する。
- ・ 日本語を学習する大きな動機の一つに我が国の文化に対する関心が挙げられることから、J Fを通じ、我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組と併せて日本語教育支援を推進する。
- ・ 我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し、現地の日本語教育体制及び基盤整備の支援を行う。
- ・ 海外における日本語教育については、民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいと見られ、官民を挙げて海外における日本語教育を一層推進する観点から、民間団体との連携に向けた検討を進める。
- ・ 開発途上国からの要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）を通じ、同国の経済・社会の発展、復興への寄与を目的として、現地各機関のニーズに応じた日本語教育に協力するJICA海外協力隊を引き続き派遣する。

イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

海外在留邦人の子等に対する日本語教育は、将来、日本へ帰国した際の就学や就職等に当たっての備えとしても重要である。また、海外に移住した邦人の子孫等は、我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層の拡大において活躍が期待できることから、これらの者が日本をルーツに持つことを認識し、我が国に関する理解を深めることを促すため、これらの者に対する日本語教育支援に必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ J Fを通じ、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子女に対する日本語教育環境の実態の把握に努め、必要な支援を実施する。

- ・ 海外在留邦人学齢児童生徒に対して、国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って、教科書の無償給与を行うとともに、在外教育施設における教育環境機能の強化を図るため、教師の派遣、校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費への援助、教材整備等の支援を行う。
- ・ 中南米地域の移住者等により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため、これらの団体が実施する日本語教育の実態の把握に努め、JICAを通じて、日本語教育に協力するJICA海外協力隊を派遣する他、研修を通じた現地日本語教師の育成や同団体に対する助成金の交付を行う。

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報等を共有する日本語教育大会を開催し、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

法務大臣が日本語教育機関の告示基準に適合しているとして留学告示で指定した日本語教育機関は、近年様々な課題が指摘されていることから、令和元年8月に告示基準の一部が改定され、基準の厳格化が図られた。今後、同告示基準の適正な運用により、適切に日本語教育環境を確保していく必要がある。また、将来、日本語教育に従事しようとする者に対して質が高く安定した教育・研修を提供することが重要である。

そのため、日本語の学習希望者に対して充実した学習機会を提供する観点から国内外において、日本語教育を行う機関の日本語教育水準を維持又は向上させるための措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教育機関が在籍する留学生の日本語能力に係る試験結果等を出入国在留管理庁に報告し、一定の基準を下回る場合には改善方策を報告することとされている制度の運用において、日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る。
- ・ 出入国在留管理庁が定めた日本語教育機関の告示基準における教員の要件の一つである日本語教師養成研修について、文化庁への届出を義務化し、質の高い日本語教育人材の養成を図る。
- ・ J Fを通じ、日本語教育の専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進める。また、海外の日本語教育を行う機関の教育水準を維持向上させるために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、機関間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として、国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされているため、日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の養成及び資質・能力を向上させるための研修の実施のために必要な措置を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 文化審議会国語分科会において策定した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）に示された教育内容等に基づき、生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、日本語学習支援者等に対する日本語教育人材の養成・研修を推進するため、具体的なカリキュラムの開発及び実施、更にその普及を図る。
- ・ 日本語教師の質を担保するため、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等について検討し、その検討を踏まえた制度設計を行う。
- ・ 行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学

- 校、NPO等)との連携や日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。【再掲】
- ・ 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】
 - ・ J F等を通じ、現地の日本語教師に対する研修会の支援、現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに、日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで、外国人等である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。
 - ・ J I C Aを通じ、帰国したJ I C A海外協力隊が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

我が国に在留する外国人等にとって、生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることが必要であるが、出身、文化、年齢、在留資格、職業、滞在目的等の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育は一様ではない。「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で最低限必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援するため、日本語教育の内容及び方法の目安を示すなどの必要な施策を講じる。

また、海外においては、学習者自らが日本語の習得段階を把握できることは学習意欲を維持又は向上させる効果をもたらし、日本語教師が生徒の習得の進捗を確認する上からも重要である。加えて、広く活用が進む外国語教育の国際標準を参考にして海外における日本語教育においても指導方法等を開発・普及させていくことは、日本語教育の一層の推進に効果的である。そのため、これらに資する措置を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 「ヨーロッパ言語共通参照枠（以下「CEFR」という。）」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の標準（仮）」や「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。

- ・ 「日本語教育の標準（仮）」を踏まえ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」（平成 22 年 5 月 19 日文化審議会国語分科会）について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。
- ・ 日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、JFを通じ、外国語教育の国際標準（CEFR）を参考にした日本語教育の参照枠である「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法や教材（インターネット上の教材を含む）の開発及び普及等の取組を行う。

5 日本語能力の評価

外国人等の日本語能力を判定する方法として、国内外で様々な試験が実施されているが、日本語学習者に対してどの程度の日本語能力を求め、どのように判定するのかについては日本語教育の対象者、目的、分野によって異なるのが現状である。しかし、在留資格によっては入国要件に一定の日本語能力が課され、出入国管理政策上の優遇制度においても日本語能力が求められること、また、外国人等が日本で就職する際に日本語能力試験の合格を求められることがあるなど、総合的・統一的に日本語能力を判定する基準を策定することが必要となっている。既に、海外における日本語教育においては、JFがCEFRを参考にその参照枠を作成しているが、これも参考にしながら国内外で参照できる総合的・統一的な日本語能力を判定するための指標を策定するなどの必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ CEFRを参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の標準（仮）」や「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。【再掲】
- ・ 日本語を学習する外国人の日本語能力を適切に評価するため、JFを通じ、現地事情を踏まえ各国・地域において「日本語能力試験」（JLPT）を実施するとともに、在留資格「特定技能」による外国人の円滑な受入れを実現するため、外国人材の受入れニーズ等を踏まえ「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施を推進する。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(1) 日本語教育に関する調査研究等

我が国に在留する外国人等の増加や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として日本語学習者が増加しており、日本語の学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様となっていることから、日本語教育を一層推進するためには、日本語教育の実態を調査し、課題解決に必要な情報を把握するために必要な施策を講じる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教育に関する実態調査、効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。
- ・ 各国の日本語教育の実態、日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討、改善に役立てるほか、研究者等が日本語教育に関する調査・研究を行う際の基礎資料として、また、日本語教育を行う機関及び国際交流団体等が日本語教育に関する各種事業を実施する際の参考資料として、更に、日本語教育を行う機関等の情報交換や相互交流・ネットワーク形成のための参考資料として活用できるよう、JFにおいて、およそ3年間に1度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。
- ・ 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を公開・運用する。

- ・ 職場で働く外国人等の学習の機会提供に繋げるために、企業等に対し日本語教育等に関する情報の周知を検討する。
- ・ 外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、CEFRを参考にして開発した教材、eラーニングを始めとするオンラインコンテンツ、日本語教師のための素材やアイデア等の授業に役立つ情報、各国における教育制度や日本語をはじめとする外国語教育の実施状況並びに日本語教育を行う機関の調査結果、日本語試験の情報等、海外において日本語教育に携わる上で参考になる情報をJFのウェブサイトにおいて随時公表する。

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

(1) 日本語教育推進会議

日本語教育の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に推進するためには、文部科学省、外務省その他の関係行政機関の連携を強化するため、日本語教育推進法第26条に基づき「日本語教育推進会議」を設ける。

日本語教育推進会議においては、関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して、日本語教育推進法第27条に基づき設けられた「日本語教育推進関係者会議」において、日本語教育の専門家、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者等の関係当事者の意見を聴く。

(2) 地方公共団体における推進体制

地方公共団体は、関係機関・関係者（日本語教育を行う機関、企業、地域国際化協会、NPO等）との連携の強化、基本方針を参酌して地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策の実施に努めるものとする。また、地方公共団体の基本的な方針その他の重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、合議制の機関を置くことができる。

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育推進法附則第2条を踏まえ、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校)を含む。)のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講じる。

3 基本方針の見直し

日本語教育推進法第10条第6項に基づき、日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更するものとする。

基本方針の見直しに当たっては、日本語教育推進法第10条第7項に基づき、基本方針の案について日本語教育推進会議において関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して日本語教育推進関係者会議の意見を聴くものとする。

以上